

富士市立少年自然の家
富士市立丸火青少年の家
富士市保健休養林丸火自然公園
指定管理者募集要項

令和8年7月

富士市教育委員会
社会教育課
富士市産業交流部
森林政課

目次

1	募集の概要.....	1
2	施設の概要.....	1
3	業務内容.....	2
4	指定の期間.....	2
5	募集の単位.....	2
6	指定管理料.....	2
7	事業者選定方式.....	2
8	担当課.....	3
9	応募資格.....	3
10	今後のスケジュール.....	4
11	応募方法.....	4
12	選考方法.....	5
13	結果の公表.....	6
14	その他留意事項.....	6
別紙 1	審査基準	8

1 募集の概要

(1) 事業の名称

「富士市立少年自然の家・富士市立丸火青少年の家」、「富士市保健休養林丸火自然公園」
指定管理業務

(2) 募集の目的

富士市立少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）及び富士市立丸火青少年の家（以下「青少年の家」という。）は、主たる活動フィールドを富士市保健休養林丸火自然公園（以下「丸火自然公園」という。）としており、野外活動及び集団宿泊施設として利用者に親しまれていることから、引き続き民間のノウハウを取り入れ、一体的に施設を管理することにより、効率的かつ効果的な運営が期待できるため、これらの施設について、一括して指定管理者を募集する。

2 施設の概要

(1) 少年自然の家及び青少年の家

ア 所在地

富士市大淵 10847 番地の 1

イ 設置目的

自然の中での野外活動及び集団宿泊生活を通じ、心身ともに健全な青少年の育成を図ることを目的とする。

ウ 施設休所日

月曜日、祝日（月曜日と重なる場合は翌火曜日）、12月28日から翌年1月4日まで

エ 利用時間

（ア） 少年自然の家

宿泊利用の場合 午前9時から退所日の午後2時まで

日帰り利用の場合 午前9時から午後4時まで

丸火体育館を単独利用する場合 午前9時から午後5時まで

（イ） 青少年の家

宿泊利用の場合 午前10時から退所日の午前10時まで

日帰り利用の場合 午前10時から午後4時まで

(2) 丸火自然公園

ア 所在地（別添「富士市保健休養林丸火自然公園 概略図」参照）

富士市大淵 10847 番地の 1

イ 設置目的

富士山麓の優れた自然環境を保護するとともに、キャンプ場、遊歩道等を利用したレクリエーションを通じて、静けさの中で安らぎ、心身の緊張をほぐす等の森林の保健休養機能を提供することを目的とする。

ウ 利用時間

- (ア) キャンプ場 午前 11 時から退所日の午前 11 時まで
- (イ) バーベキュー場 午前 10 時から午後 3 時まで

3 業務内容

別紙「富士市立少年自然の家・富士市立丸火青少年の家指定管理業務仕様書」、並びに「富士市保健休養林丸火自然公園指定管理業務仕様書」のとおりである。

4 指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

なお、指定の期間内であっても、管理を継続できないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

5 募集の単位

次に掲げる施設を一括して募集する。いずれの施設も単独では申請できない。

- (1) 少年自然の家、青少年の家
- (2) 丸火自然公園

6 指定管理料

施設の運営に必要な経費として、市は指定管理者に対して指定管理料を支払う。

指定管理料の額は、指定管理期間（5 年間）の総額とし、基本協定書で定めることとする。

- (1) 指定管理料の上限額

それぞれの施設の指定管理料の上限額は、次のとおりとする。（いずれも消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ア 少年自然の家及び青少年の家 275,689,000 円（5 年間）

イ 丸火自然公園 32,383,000 円（5 年間）

7 事業者選定方法

指定管理者の選定は、「富士市文教施設指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員

会という。）」において書類審査及びプレゼンテーションを実施し、応募者の中から「少年自然の家・青少年の家」、「丸火自然公園」の運営目的を効果的に達成することができると認められる者を指定管理者の候補者として選定する。

8 担当課

少年自然の家・青少年の家

富士市教育委員会 社会教育課（教育プラザ1階）

〒417-0024 富士市八代町1番1号

電話：0545-55-0560 FAX：0545-55-0561

メール：ky-syakaikyoiiku@div.city.fuji.shizuoka.jp

丸火自然公園

富士市役所産業交流部 林政課（市庁舎5階）

〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地

電話：0545-55-2783 FAX：0545-55-2897

メール：rinsei@div.city.fuji.shizuoka.jp

9 応募資格

(1) 応募資格

指定期間中、対象施設を安定的かつ安全円滑に管理運営できる法人又はその他の団体。

なお、単独の団体で担えない場合、グループで応募することも可能とする。この場合、応募時に共同事業体を結成し、代表団体（他の団体は構成団体とする）を定めること。

(2) 応募者の制限

ア 富士市暴力団排除条例（平成24年富士市条例第2号）第2条第3項に掲げる暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に基づき、市の入札に参加できない団体等でないこと

ウ 市の指名停止措置を受けている団体等でないこと

エ 会社更生法に基づく更生手続き又は民事再生法に基づく再生手続きの開始の申立てをしていないこと

オ 市長又は市議会議員が代表者である団体等でないこと（市が出資している法人を除く）

(3) 財務基盤等の基準

本施設を指定管理期間中、安定的に運営管理することが可能な財務基盤が確保されている

こと。具体的には以下の基準を応募者の構成団体全てが満たしていること。

ア 経常利益が3期連続で赤字でないこと

イ 直近期が債務超過でないこと

ウ 直近2年分の法人税や消費税等の税金の未納がないこと

10 今後のスケジュール

項目	時期	備考
公表	令和8年8月3日～	
指定管理者公募説明会参加申込	令和8年8月4日～ 令和8年8月21日	参加申込書については第3号様式参照
説明会	令和8年8月26日	
質問受付期間	令和8年8月27日～ 令和8年9月1日	質問書については第4号様式参照
質問回答	令和8年9月4日 目途	質問・回答は、9月4(金)までに 富士市ウェブサイト公開予定
応募書類受付期間	令和8年9月4日～ 令和8年9月18日	最終日の午後5時までに富士市教育委員会社会教育課(教育プラザ1階)に持参により提出すること
審査の実施	令和8年9月下旬から 10月上旬予定	事業者によるプレゼンテーションを実施
結果通知	令和8年10月予定	応募者に電子メールにて結果通知予定
議会の議決	令和8年11月	
協定の締結	令和9年3月中旬	
業務開始	令和9年4月1日	

11 応募方法

(1) 受付期間

令和8年9月4日(金)から令和8年9月18日(金)まで。なお、受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 提出書類

NO.	書類名称等	内容	様式
①	指定申請書		第5号様式
②	法人等概要書		第6号様式
③	グループ構成員表	共同事業体で応募する場合のみ提出	第7号様式
④	共同事業体の構成に係る協定書	共同事業体で応募する場合のみ提出	任意様式

⑤	委任状	共同事業体で応募する場合のみ提出	第 8 号様式
⑥	公共施設及び類似施設の管理実績一覧		第 9 号様式
⑦	指定管理に係る事業計画書		第 10 号様式 (第 10- 1 ～ 第 10-17 号様式)
⑧	宣誓書		第 11 号様式
⑨	定款、寄附行為、規約又はこれに代わる書類	最新のもの	—
⑩	法人にあたっては登記事項証明書、法人以外の団体にあたっては代表者の住民票の写し	応募申込前 3 か月以内に発行されたもの (原本は正本に、副本には写しを添付すること。)	—
⑪	直近 3 か年の財務諸表及び税務申告書	貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書 税務申告書は、別表 1、4、5 の添付は必須 (無い場合は類する資料) ※共同事業体の場合は全構成法人分 ※財務諸表及び税務申告書の作成が義務づけられていない団体の場合、財務諸表または財務諸表に類するものであって当該団体の経営状況がわかる書類	任意様式
⑫	直近 2 年分の法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書、その他の税について未納がないことの証明書		—

※共同事業体で応募する場合には、③、④、⑤のほか、共同事業体を構成する法人等ごとに上記②、⑨、⑩、⑪、⑫の書類を提出すること。

(3) 提出方法

富士市教育委員会社会教育課 (教育プラザ 1 階：富士市八代町 1 番 1 号) まで、原本 1 部 副本 12 部をファイル等に綴じて、直接提出すること。

(4) その他

市が必要とする場合は、追加資料の提出等を求める場合がある。

12 選考方法

(1) 選考手順

市が設置する選定評価委員会において、応募者ごとに別紙 1 に基づいて評価を行う。選考にあたっては最低基準を設け、最低基準を満たした者のうち、得点が上位の者から指定管理者の候補者を決定する。なお、応募者が 1 者の場合も選考を行う。

(2) プレゼンテーション実施日

令和8年9月下旬

時間、場所等の詳細については別途連絡する。

(3) プレゼンテーション出席者

3名以内とする。なお、施設管理者となる者は必ず出席すること。

(4) プレゼンテーション審査内容

30分以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（15分程度）を行う。なお、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、事前に社会教育課に相談すること。

(5) その他

選定評価委員会での選考は非公開とする。

13 結果の公表

選考結果については、令和8年10月中旬に富士市ウェブサイトで公表するとともに、すべての応募者宛に電子メールで通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

14 その他留意事項

(1) 応募者の失格

応募書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

(2) 重複応募の禁止

1法人（団体）につき、応募は1件とする。複数の応募はできない。

(3) 接触の禁止

選定評価委員、市職員並びに本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁じる。接触の事実が認められた場合には失格となることがある。

(4) 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできない。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではない。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は法人等の負担とする。

(6) 応募書類の取扱い(著作権)

申請書類の著作権は、申請者に帰属するが、市長が必要と認める場合には、申請書類全部

又は一部を無償で利用できるものとする。なお、事業計画書は、富士市情報公開条例の開示対象文書となるため、公表に際しては公開内容を当該申請者と協議の上、決定するものとする。また、応募書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

(7) 業務の再委託の制限

すべての業務を一括して再委託することはできない。

個別の業務の再委託には市の承諾が必要である。

(8) 条例改正の検討

指定管理期間前・期間中に、施設利用料金、休所日等指定管理料にも影響が出ることとなる施設運営に関係する条例の改正を検討している。

審査基準

1 評価基準の位置づけ

「富士市立少年自然の家・丸火青少年の家」、「富士市保健休養林丸火自然公園」の指定管理者の指定を行うに当たり、施設を管理運営するのに最も適した候補者を選定するための基準を示したものである。

2 基本的な考え方

- (1) 評価に当たっては、申請書類、プレゼンテーション等を基にして、設定された基準により採点する。
- (2) 下記の選定方法による選定を行った結果、選定対象となる応募者がいなくなる場合は、選定評価委員会で条件をつけた上で候補者として選定することができるものとする。

3 選定方法

- (1) 各委員が選定評価シートにより採点を行う。各委員の点数を平均し、最高得点の事業者を候補者として選定する。
- (2) 合計得点が同点の団体が複数あった場合は、同点の団体から委員の合議により候補者を選定する。
- (3) 委員全員の合計得点の平均が標準点（満点の60／100）未満の場合は、選定の対象から除く。

評 価 基 準

(1) 評価点（採点基準）

評点	評価
5	とても優れている
4	優れている
3	指定管理者としての標準には達している
2	やや問題がある
1	問題がある

(2) 評価項目と配点

審査項目		評価基準	配点
○指定管理に係る基本方針 【17.5 点】			
	事業への参加動機、意欲	公の事業に携わるという意識を持っているか。 同類似施設等の十分な管理実績を有し、良好な管理運営ができるか。	5 点
	施設の意義や目的を踏まえた指定管理の取組方針	富士市立少年自然の家・丸火青少年の家、富士市保健休養林丸火自然公園の設置目的、施設運営の基本方針を踏まえ、各施設の長所、短所を的確に把握し、取組方針を定めているか。	7.5 点
	指定管理期間における目標及び達成に向けた考え方	指定期間における目標が妥当か、また、目標達成に向けた考え方は設置目的と一致しているか。	5 点
○運営管理業務に関すること 【30 点】			
	基本的な運営内容	市の提示した仕様書と適合しているか。	5 点
	野外活動事業・自主事業の考え方と提案事項	野外活動事業について、適切な実施方法、体制が示されているか。 施設の設置目的、基本理念に即した自主事業となっているか。 自主事業の実施方法・内容は、効果的に自然と親しむ機会になっているか。	7.5 点
	宣伝、広報活動の方策	本施設の魅力を発信していくための PR 方法及び利用者拡大のための方策について提示されているか。	7.5 点
	利用者ニーズの把握	利用者からの意見を受入れ、次の実施に反映する方策がとられているか。	5 点
	食堂運営業務の考え方	利用者にとって安心安全で喜ばれるメニューになっているか。衛生管理は問題ないか。 指定管理期間中に維持可能な提案であるか。	5 点
○維持管理業務に関すること 【15 点】			
	施設利用者の安全確保及び衛生管理に関すること	利用者が快適に利用できるような施設の具体的な管理方法等が記載されているか。	7.5 点
	施設の維持修繕・保守点検など円滑な運営に関する方法	施設の機能が適切に維持されるような点検頻度や管理手段が確保されているか。 施設の維持修繕について、具体的な方法や内容、適切な頻度が記載されているか。	7.5 点
○収支に関すること 【15 点】			
	支出について	施設の人員体制と照らし合わせて、人件費を重複して計上している部分はないか。 (例：総務、広報、企画等の業務を行う人員をそれぞれ配置しているなど) 経費の削減に向けた方策（契約方法、施設の物品等の購入抑制、節電など）は適切か。	5 点

	利用料金、自主事業による収入について	利用料金設定の考え方が適切なものとなっているか。 集客、収益の増加につながる方策が示されているか。	5 点
	指定管理料について	収支のバランスがとれたものになっているか。 各業務を遂行するにあたり必要となる経費が適正に計上されているか。	5 点
○業務の実施体制に関すること 【22.5 点】			
	適切な管理運営のための組織体系及び人員体制	業務を適切に行える体制が整っているか。 (職員のワークライフバランスへの配慮がされているか) 有資格者等の配置は適切か。 また、業務の一部を再委託する場合、その考え・内容は適切か。	5 点
	人材育成の考え方	施設の特徴を踏まえた育成方針がとられているか。 育成方針に則った人材育成・研修等手段が示されているか。	5 点
	リスクマネジメントの考え方	様々なリスクに対して、予防的な考えのもと、具体的な方策が示されているか。	7.5 点
	財政的な能力について	財務状況が健全であり、業務を確実に行うことのできる経営的に安定した団体であるか。	5 点
合 計			100 点

富士市保健休養林
丸火自然公園 概略図

